

## 新座市新型インフルエンザ等対策本部会議（第30回）

1 日時 令和3年4月28日（水）／午前9時15分～9時35分

2 場所 庁議室

3 出席者 別紙1のとおり

### 4 概要

(1) 埼玉県におけるまん延防止等重点措置対象区域の指定に伴う市の対応について

#### ○ 市長の声による防災行政無線の放送

- ・ 4月27日（火）まではワクチン接種券の郵送と不要不急の外出自粛についての内容を放送していたが、4月28日（水）から放送内容を変更する。
- ・ 放送は、4月28日（水）から5月5日（水）の8日間、夕方の定時放送に替えて実施する。
- ・ 新たな放送内容として、本市がまん延防止等重点措置対象区域となったことや、長時間の飲食、路上や公園等での飲酒を控えるよう呼びかけを行う。

#### ○ 市立集会所の取扱い

- ・ 現在、午前9時から午後9時30分までの利用となっているが、まん延防止等重点措置期間中（4月28日（水）から5月11日（火）まで）は、午前9時から午後6時までの利用とする。
- ・ ふれあいの家については、午後8時の利用区分を含む夜間の利用休止とする。
- ・ 集会所については、4月26日（月）までに予約を完了している場合は午後8時まで利用可能だが、新規の予約については、午後6時以降の利用を休止とする。

#### ○ 老人福祉センターの浴室の利用停止

- ・ まん延防止等重点措置等における屋内県有施設の取扱いに従い、老人福祉センターの浴室の利用を休止する。

- ・ 対象施設は、老人福祉センター、第二老人福祉センター、福祉の里老人福祉センターの3か所とする。
- ・ 休止期間は4月28日（水）から5月11日（火）までとする。

○ 社会教育・スポーツ施設の休館等

- ・ 夜間利用については、予約済みのものも含め、午後8時以降の時間帯を含む利用区分を休止する。
- ・ 総合体育館における卓球場等の個人利用施設の利用は、午後8時までとする。
- ・ 学校開放は、対外試合は禁止の上、午後6時までとする。
- ・ 収容人数の上限は、現行の規制を維持し、ソーシャルディスタンスを保つため、おおむね定員の50%とする。
- ・ 公民館・コミセンの利用は、午後5時30分までとする。
- ・ 使用料等については、利用日の振替又は還付で対応する。

○ まん延防止等重点措置実施期間における新座市の部活動

- ・ 活動日数は、まん延防止等重点措置期間（4月28日（水）から5月11日（火）まで）の14日間のうち、7日以内とする。
- ・ 活動時間は、平日は1時間程度、休日は2時間程度とする。
- ・ 移動を伴う校外活動は原則禁止とする。

(2) 飲食店の感染防止対策に係る現地確認作業について

- ・ 県は、4月28日（水）から5月11日（火）までの14日間、まん延防止等重点措置区域内の飲食店に対し営業時間短縮のほか、酒類の提供やカラオケの利用自粛を要請する。
- ・ 適切な感染対策を講じている飲食店には、売上高に応じて協力金が支給されるが、支給要件としては、彩の国「新しい生活様式」安心宣言+（プラス）の認証が必要であり、認証した店舗にはステッカーを交付する。
- ・ 本市内には対象となる店舗数が約400店舗あり、県職員と市職員が2人1組でペアになり、各店舗を回る。
- ・ 1班1日当たり約7店舗を回ることとなり、実施日はまん延防止等重点措置期間の14日間のうち、6日間（4月28日（水）、4月30日（金）、5月3日（月）、5月8日（土）、5月10日（月）、5月11日（火））を対象とする。

### (3) その他

- ・ 会議の開催等について

⇒ 現在の感染状況を踏まえ、できる限り対面での会議は避け、書面会議やリモート会議を選択する。また、可能であれば会議の延期も視野に入れて対応を図ることとする。

⇒ 会議の在り方について、市主催の会議だけではなく、関係団体が主催する会議についても、可能な限り書面会議やリモート会議での開催に切り替えていただけるよう市から協力を求めることとする。

- ・ 職場の感染症対策について

⇒ 県から再度の要請が来ている。特に県域をまたぐ移動の自粛については業務においても徹底してほしい。また、人事課から大型連休に向けて文書を発出したので、しっかりと対策を講じてほしい。

## 出席者一覧

市長	並木 傑
副市長	山崎 糧平
教育長	金子 廣志
総合政策部長	永尾 郁夫
総務部長	伊藤 佳史
財政部長	遠山 泰久
市民生活部長	齋藤 寿美子
総合福祉部長	鈴木 義弘
こども未来部長	一ノ関 知子
いきいき健康部長	竹之下 力
都市整備部長	山本 実
上下水道部長	島崎 昭生
教育総務部長	渡辺 哲也
学校教育部長	小関 直
会計管理者	今村 哲也
市議会事務局長	細沼 伊左夫
選挙管理委員会事務局長	川島 聡
監査委員事務局長	増子 義久